

雨水貯留浸透施設設置に関する補助制度をご利用ください

雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置者に補助します

宅地化の進展で田畑などが減少し、遊水機能が低下していることに加え、近年の温暖化により集中豪雨が増え、以前より早くかつ一度にたくさんの雨水が河川へ流れるようになってきました。

清須市では、こうした豪雨時の雨水流出の抑制を図ることにより、排水機場や河川への流入量を軽減するとともに雨水の有効利用を図るため雨水貯留槽・雨水浸透ますの設置者に対して補助金を交付し、雨水による冠水及び冠水被害の減少を図るため取り組んでいます。

◆雨水貯留浸透施設を設置することにより、様々な効果が期待されます。

- ①屋根に降った雨水を貯めたり、地下に浸透させることで、一度に河川や排水路に流れ出す雨水を防ぐことができ、洪水の抑制につながります。
- ②雨水貯留槽の設置により貯まった雨水は、自前の水源として、樹木や花の散水などの利用が可能となります。災害などにより水道が止まった場合には、非常時の生活用水として利用ができ、また緊急消火にも役立ちます。



1. 補助対象となる施設

①雨水貯留槽

雨といなどを利用して、雨水を一旦貯留することにより、河川や排水路に流れ出す雨水の量を抑制する目的で設置する貯留施設で100リットル以上の貯留容量があるものです。

②雨水浸透ます

雨といなどを利用して、浸透性のますを地中に埋めて効率よく雨水を地中にしみこませ、河川や排水路に流れ出す雨水の量を軽減し、地下水の涵養を図る目的で設置する浸透施設です。浸透ますは、排水量の多い雨といから接続できる位置に設置し、雨水以外のものを流入させないなど、設置においては一定の構造が必要となります。

浸透ますの設置数は、建築面積100平方メートル未満は3基以内、100平方メートル以上150平方メートル未満は4基以内、150平方メートル以上は5基以内となります。

※①・②とも市税の滞納がないことが条件となります。また、清須市宅地開発等に関する指導要綱（平成17年清須市告示第110号）第3条に該当する事業は対象外となります。

2. 補助金の額

①雨水貯留槽

雨水貯留槽の購入費及び設置に要した経費又は貯留槽100リットルあたり7,000円で得た額のいずれか少ない額で、上限の額は70,000円です。

②雨水浸透ます

浸透ますの購入費及び設置に要した経費で、1基あたり30,000円を上限とし、浸透ますの設置数を乗じた額です。

雨水貯留浸透施設に関する問い合わせ先

担当課名 清須市役所建設部 都市計画課 計画建築係

電話番号 052-400-2911